第十七号の二書式（第七十条の十二関係）

（縦6.0cm　横9.0cm）

（表）

第　　号

身　分　証　明　書

役職及び職名

氏　　名

生　年　月　日

船員法第百条の二十五第一項の職員であることを証明する。

年　　月　　日　　発行

年　　月　　日　　限り有効

顔写真

国　土　交　通　大　臣　　印

（裏）

船員法抜粋

（立入検査）

第百条の二十五　国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第百三十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

九　第百条の二十五の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者